

第25号議案

令和4年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	278,900人
入院患者数	109,500人
外来患者数	169,400人
(3) 一日平均患者数	1,000人
入院患者数	300人
外来患者数	700人
(4) 主要な建設改良事業	
新棟建設基本設計委託料	51,282千円
建物設備改良工事費	118,000千円
器械備品購入費	221,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,760,800千円
第1項 医業収益	8,125,811千円
第2項 医業外収益	1,634,959千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	9,850,800千円
第1項 医業費用	9,604,286千円
第2項 医業外費用	226,494千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額596,800千円は過年度分損益勘定留保資金596,800千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	713,200千円
第1項 企業債	138,600千円
第2項 出資金	574,341千円
第3項 固定資産売却代金	100千円
第4項 投資償還金	159千円
支	出
第1款 資本的支出	1,310,000千円
第1項 建設改良費	441,877千円
第2項 企業債償還金	853,501千円
第3項 投資	14,622千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
新棟建設支援業務委託事業	令和5年度	15,000
新棟建設実施設計委託事業	令和5年度	150,000
看護師等修学資金貸付金	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和4年度において貸与を決定した期間	蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、令和4年度において貸与を決定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
手術室改修事業	110,000	証書借入 借入時期は令和4年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借り入れることができる。	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により繰上償還することができる。
医療機器等整備事業	28,600			
計	138,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,991,103千円
- (2) 交際費 1,400千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,367,540千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	カメラシステム	一 式

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明